

大阪市建築物総合環境評価制度表彰制度取扱要領

制 定 平成 24 年 12 月 4 日

最近改正 令和 3 年 11 月 1 日

(目的)

第 1 条 この取扱要領は、大阪市建築物総合環境評価制度表彰制度実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰及び公表)

第 2 条 市長は、要綱第 6 条に規定する受賞者に対し、表彰状を贈る。ただし、表彰状は建築主及び設計者につき各 1 枚とする。

2 要綱第 6 条に規定する公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 計画調整局建築指導部建築確認課での閲覧
- (2) 大阪市ホームページへの掲載

(表彰の表示)

第 3 条 要綱第 7 条に規定する表彰の表示の内容は別記のとおりとする。

2 前項に定める表彰の表示の内容を、それ以外のものとするときは、事務局と協議の上決定するものとする。

(その他)

第 4 条 この要領に定めるほか、本制度の運用上必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

別記

(表彰年度(和暦)) おおさか環境にやさしい建築賞

表彰建築物 (建築物の名称)

この建築物は、大阪市建築物総合環境評価制度(CASBEE大阪みらい)において優秀な評価を得たので、快適で環境にやさしい建築物として大阪市長から表彰されました。